

## 尼崎市犯罪被害者等支援条例施行規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市犯罪被害者等支援条例（平成27年尼崎市条例第7号。以下「条例」という。）第7条、第10条第1項、第11条第2号、第13条第1項、第15条第1項及び第18条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の額)

第2条 条例第7条の規則で定める額は、次に掲げる見舞金の区分に応じ、当該号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 300,000円（過去に支給を受けた重症病見舞金に係る犯罪行為と同一の犯罪行為により死亡した特定犯罪死亡者の第1順位遺族に対するものにあつては、200,000円）
- (2) 重症病見舞金 100,000円

(見舞金の支給申請)

第3条 条例第10条第1項の規定による申請は、見舞金支給申請書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(見舞金の支給制限)

第4条 条例第11条第2号の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、当該犯罪行為に係る加害者と特定犯罪被害者（特定犯罪被害者等のうち犯罪被害を受けたものをいう。以下同じ。）又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）との間に次のいずれかに掲げる関係があつた場合

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含み、当該犯罪行為が行われた時に当該加害者に対し配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項から第4項までの規定による命令が発せられていた場合又はこれに準ずる事情があつた場合を除く。）

イ 直系血族（親子にあつては、縁組の届出をしていないが事実上

養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

ウ 兄弟姉妹(当該加害者及び当該特定犯罪被害者又は第1順位遺族が同居していた場合に限る。)

(2) 犯罪被害に関して、当該犯罪被害に係る特定犯罪被害者又は第1順位遺族が次のいずれかに掲げる行為を行っていた場合

ア 当該犯罪被害に係る犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱その他の行為で当該犯罪被害に係る犯罪行為を誘発するもの

ウ 当該犯罪被害に係る犯罪行為に関する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害に関して、当該犯罪被害に係る特定犯罪被害者又は第1順位遺族が次のいずれかに該当する場合

ア 当該犯罪被害に係る犯罪行為が行われた時において、当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属し、又は属していたことがあること(条例第10条第1項の規定により見舞金の支給を申請した時において当該組織に属していた者以外の者にあつては、当該組織に属していたことと当該犯罪被害に係る犯罪行為の発生とに関連がないと認められる場合を除く。)

ウ 当該犯罪被害に係る犯罪行為に対する報復として、当該犯罪行為に係る加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき市長が認める場合

2 犯罪行為が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該犯罪行為により特定犯罪被害者の生命若しくは身体に重大な危険が生じていた場合又はこれに準ずる事情があつたと市長が認める場合は、前項第1号の規定は、適用しない。

(1) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待

(2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号並びに第5項第1号（同号ホに係る部分に限る。）及び第2号（同項第1号ホに係る部分に限る。）に掲げる行為を除く。）

(3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為並びに同条第7項（同項第5号に係る部分に限る。）及び第8項（同項第5号に係る部分に限る。）に規定する行為を除く。）

（見舞金の支給の決定）

第5条 市長は、条例第10条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る見舞金の支給の可否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

（条例第13条第1項の規則で定める要件）

第6条 条例第13条第1項の規則で定める要件は、日常生活の支援を行う必要があると市長が認めることとする。

（家事援助）

第7条 条例第13条第1項の規定による日常生活の支援（家事援助に限る。以下「家事援助」という。）は、第9条第2項において読み替えて準用する第5条の規定による通知（家事援助の決定に係るものに限る。以下この項及び次項において「承認通知」という。）があった日の翌日から起算して6月を経過する日（当該承認通知を受けた者が同日前に死亡したときは、その死亡した日）までの午前8時から午後6時までの間において、1時間を単位として合計25時間（過去に受けた家事援助に係る犯罪行為と同一の犯罪行為により死亡した特定犯罪死亡者の第1順位遺族に対するものにあつては、25時間から当該特定犯罪死亡者が受けた家事援助で当該犯罪行為に係るものに係る時間を控除した時間）の範囲内において行うものとする。

2 家事援助は、承認通知を受けた者の住居（本市内に存するものに限

る。)において行うものとする。ただし、通院、生活必需品の購入その他市長が別に定める日常生活上必要な行為に関する援助を行う場合については、この限りでない。

( 保育費用の助成 )

第 8 条 条例第 1 3 条第 1 項の規定による日常生活の支援（一時預かり保育に要する費用の一部の助成に限る。以下「保育費用の助成」という。）は、次条第 2 項において読み替えて準用する第 5 条の規定による通知（保育費用の助成の決定に係るものに限る。以下「承認通知」という。）があった日の翌日から起算して 6 月を経過する日（当該承認通知を受けた者が同日前に死亡したときは、その死亡した日）までの間において当該承認通知を受けた者が監護する児童に対して行われた一時預かり保育に要した費用について行うものとする。

2 保育費用の助成の額は、保育費用の助成に係る一時預かり保育について、1 回につき 2 , 8 0 0 円、6 回（過去に受けた保育費用の助成に係る犯罪行為と同一の犯罪行為により死亡した特定犯罪死亡者の第 1 順位遺族に対するものにあつては、6 回から当該特定犯罪死亡者が受けた保育費用の助成で当該犯罪行為に係るものに係る一時預かり保育の回数を控除した回数）分を限度とする。

( 家事援助等の申請等 )

第 9 条 条例第 1 3 条第 2 項において準用する条例第 1 0 条第 1 項の規定による申請は、家事援助を受けようとする者にあつては家事援助申請書に、保育費用の助成を受けようとする者にあつては保育費用助成申請書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

2 第 5 条の規定は、条例第 1 3 条第 2 項において準用する条例第 1 0 条第 1 項の規定による申請があつたときについて準用する。この場合において、第 5 条中「見舞金の支給」とあるのは、「家事援助又は保育費用の助成」と読み替えるものとする。

( 条例第 1 5 条第 1 項の規則で定める要件 )

第 1 0 条 条例第 1 5 条第 1 項の規則で定める要件は、居住安定の支援を行う必要があると市長が認めることとする。

( 家賃助成 )

第 1 1 条 条例第 1 5 条第 1 項の規定による居住安定の支援（犯罪被害が発生した日以後に転居した場合におけるその転居後の住居に係る家賃の一部の助成に限る。以下「家賃助成」という。）は、犯罪被害が発生した日以後最初に転居した場合（過去に受けた家賃助成に係る犯罪行為と同一の犯罪行為により死亡した特定犯罪死亡者（以下「家賃助成受給者」という。）の死亡後にその第 1 順位遺族（以下「特定第 1 順位遺族」という。）が転居した場合を除く。）におけるその転居後の住居（特定第 1 順位遺族に対するものにあつては、その家賃助成受給者の死亡の際現に当該特定第 1 順位遺族が当該家賃助成受給者と同居していた住居で、当該死亡後引き続き当該特定第 1 順位遺族が居住しているものに限る。以下「対象住居」という。）に係る家賃で、当該対象住居に入居した日の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、当該日の属する月。以下「起算月」という。）分から当該起算月から起算して 6 月を経過する月（同月前に家賃助成を受けていた者が死亡したときは、その死亡した日の属する月）分までのもの（特定第 1 順位遺族に対するものにあつては、その家賃助成受給者が死亡した日の属する月（以下「死亡月」という。）の翌月分から、当該死亡月の翌月から起算して 6 月から当該家賃助成受給者が受けていた家賃助成で当該犯罪行為に係るものの対象となった家賃の月数を控除した月数を経過する月（同月前に当該特定第 1 順位遺族が死亡したときは、その死亡した日の属する月）分までの家賃）について行うものとする。

2 家賃助成の額は、1 月につき、対象住居に係る 1 月分の家賃の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額が 30,000 円を超えるときは、30,000 円とし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

( 転居費用の助成 )

第 1 2 条 条例第 1 5 条第 1 項の規定による居住安定の支援（犯罪被害が発生した日以後に転居した場合におけるその転居に要した費用の一

部の助成に限る。以下「転居費用の助成」という。)は、犯罪被害が発生した日以後最初に転居した場合(過去に受けた転居費用の助成に係る犯罪行為と同一の犯罪行為により死亡した特定犯罪死亡者の死亡後にその第1順位遺族が転居した場合を除く。)におけるその転居に要した費用(通常転居に必要な費用として市長が別に定めるものに限る。)について行うものとする。

2 転居費用の助成の額は、180,000円を限度とする。

(家賃助成等の申請等)

第13条 条例第15条第2項において準用する条例第10条第1項の規定による申請は、家賃助成を受けようとする者にあつては家賃助成申請書に、転居費用の助成を受けようとする者にあつては転居費用助成申請書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

2 第5条の規定は、条例第15条第2項において準用する条例第10条第1項の規定による申請があつたときについて準用する。この場合において、第5条中「見舞金の支給」とあるのは、「家賃助成又は転居費用の助成」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。